

湯沢河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書

【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。また、近年ハリエンジュ（ニセアカシア）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に処理ができていないのが実態です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

1. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 応募手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付している応募様式を期限までに提出すること（郵送可、期限までに必着のこと）。

<提出書類取得方法>

湯沢河川国道事務所のホームページから申し込み様式をダウンロード、もしくは湯沢河川国道事務所河川管理課及び大曲出張所で配布。

【湯沢河川国道事務所ホームページURL】

<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>

② 提出期限

令和4年2月28日まで

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

※全区画に応募があった時点で公募を終了します。その際はホームページでお知らせする他、湯沢河川国道事務所内及び大曲出張所内に掲示しますのでご確認ください。

③ 提出及び問合せ先

◆東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所

【住所】〒014-0054 秋田県大仙市大曲金谷町25-40

【電話】0187-63-3340

◆東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 河川管理課

【住所】〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2

【電話】0183-73-5340（直通）

3. 採取者の選定方法

- ① 提出された応募書類をもとに、参加資格要件、応募区域（採取可能区画数）や採取に関する計画などの実効性を確認し、採取者を選定する。
- ② 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性等の確認のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合がある。なお、募集区画は先着順とし、上記①の結果、予定区画数に達した時点で公募終了とする。

4. 採取区域とそこに生育する樹種等の情報

採取区域：別添図1～3のとおり

樹種：ハリエンジュ、オニグルミ等

※必要に応じて、応募前に各自で現地をご確認下さい。

5. 採取時期（予定）

令和3年11月19日 ～ 令和4年12月23日 の都合の良い時期

6. 採取にあたって実施すべき安全対策等の内容

（作業時服装）

- ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

（大雨・強風）

- ・天気予報を確認し、大雨注意報、洪水注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

（資機材管理）

- ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

（隣接者調整）

- ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
- ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分にとって作業を行う。
- ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全確認後に倒木する。

（有事対応）

- ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取

れる体制を確保する。

- ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。（申請者以外の現場作業者にも登録して貰う）
- ・事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。

（法令遵守）

- ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）

（その他）

- ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理な作業は行わない。
- ・健康状態が万全でない場合は、無理をして作業しない。（二日酔いも含む）
- ・作業箇所周辺に人がいるか常に注意して作業を行い、不慮の事故が起こらないようにする。
- ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

7. 河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件の内容
別紙、許可条件のとおり

8. 河川管理者が必要に応じ実施する項目

- ・進入路整備（4 tトラックによる搬出が可能となる程度）
- ・伐採者が集積した枝葉の処分

9. 許可手続

採取者に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請を行い、許可を受ける必要がある。

なお、河川法第25条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※河川法第25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

※河川法第25条に係る施行規則第13条第1項に定める申請は、別記様式（甲）と別記様式（乙の3）を各1部提出していただきます。

10. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、許可受け者及び河川利用者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において採取の実施状況を把握するものとし、その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要

に応じて許可受け者に指導を行う。

- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等はすべて許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴い発生した費用は補償しない。

11. その他

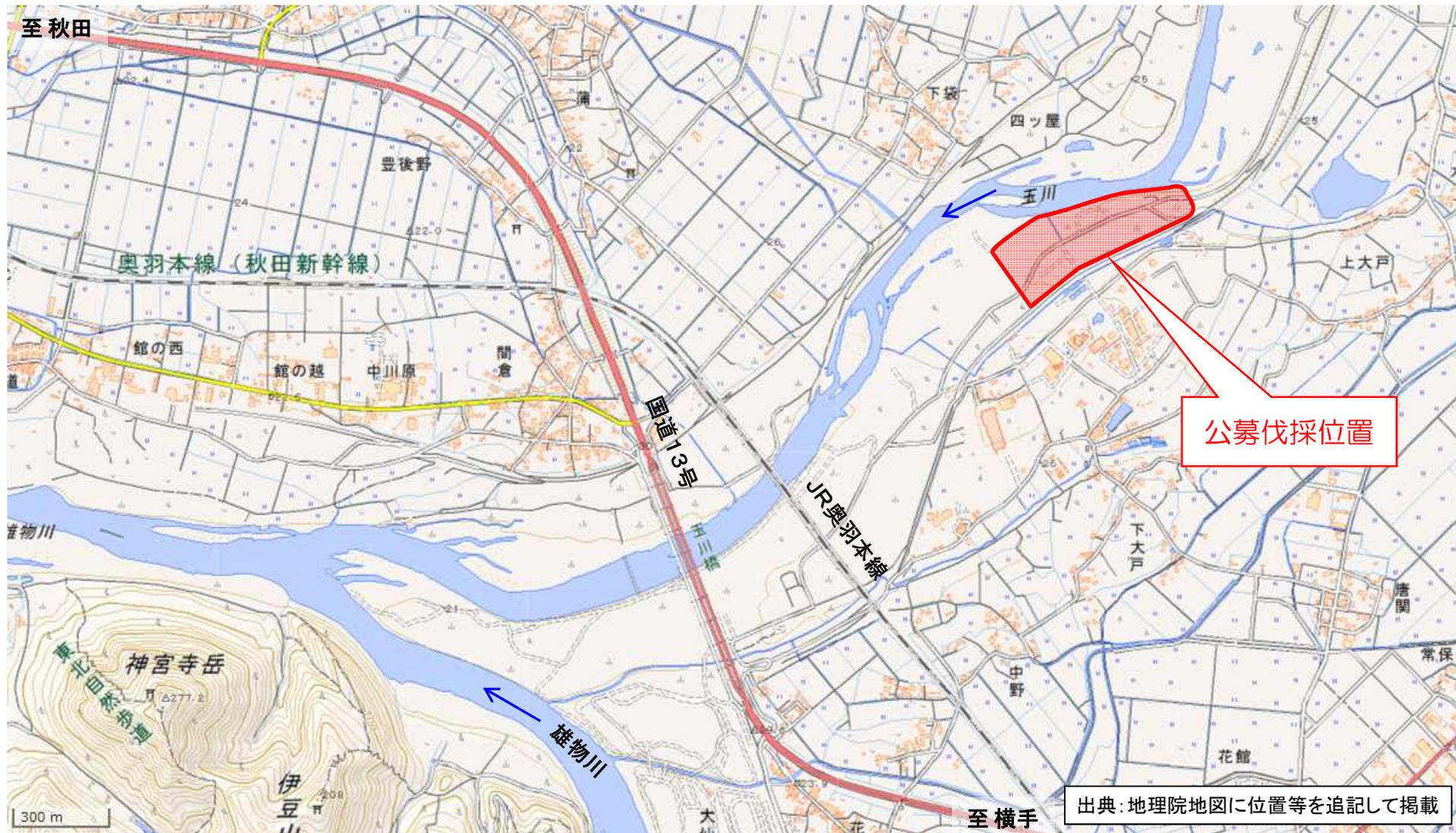
- ① 伐採者が選定された後、採取区画の確認並びに伐採作業における留意点等について、現地で合同立会いを実施するので、必ず参加すること。
- ② 伐採箇所について、応募状況等により応募区域又は区画数などが必ずしも希望どおりとならない場合がありますのでご理解願います。
- ③ 応募者の状況等により募集区画以外の区画を追加する場合があります。
- ④ 伐採により発生する枝葉等についても持ち帰ることが出来るが、搬出しない場合は、搬出しやすいように伐採区域内に集積すること。
- ⑤ 伐採した樹木及び機械器具類は、原則として、現地に仮置きすること無く、その都度、日々河川敷から搬出すること。
- ⑥ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の樹木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、ヒアリング等により確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。

なお、採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

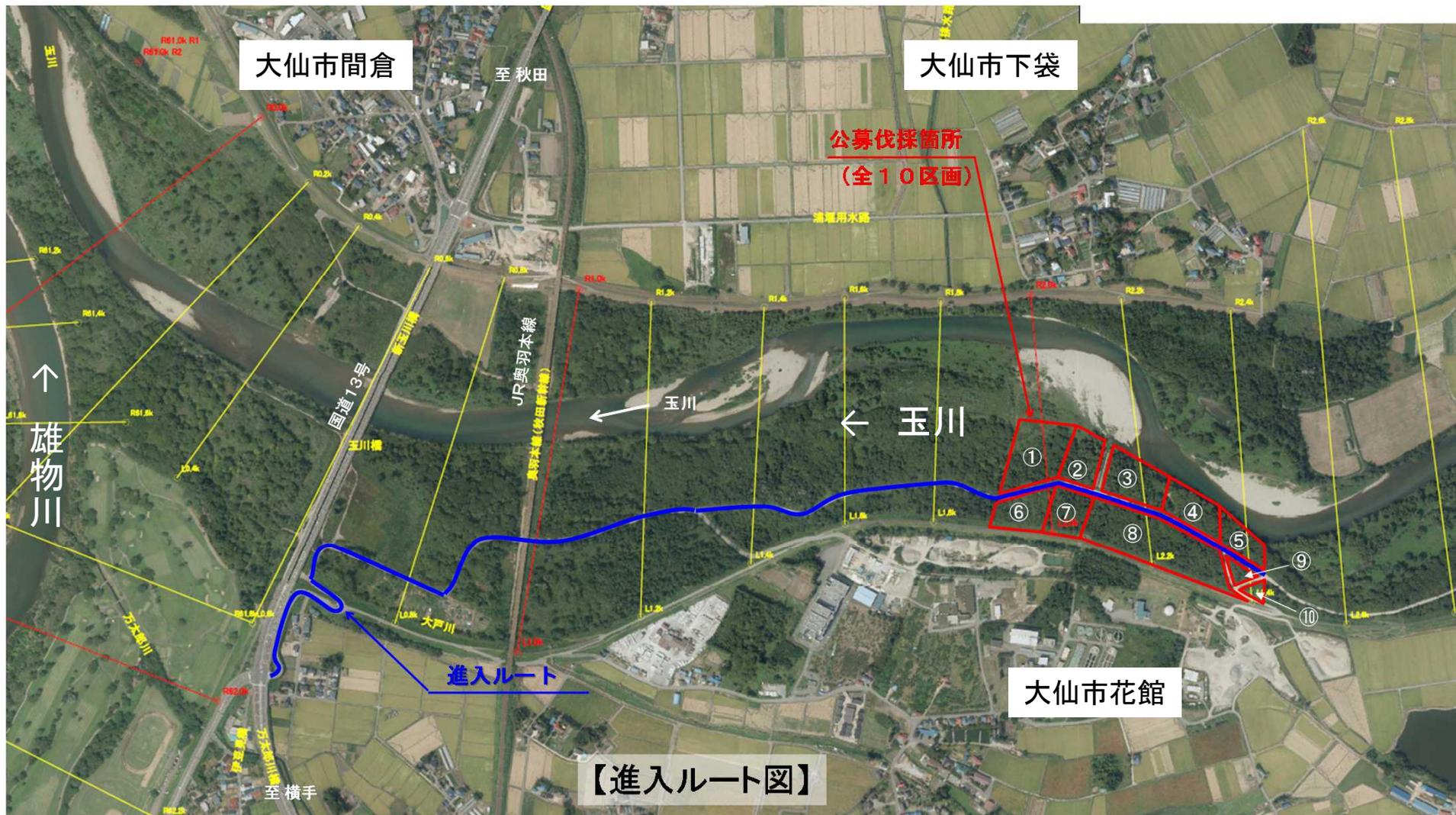
- ⑦ 今後の参考とするため、採取実施後にアンケートに回答していただきます。

【令和3年度 公募伐採場所】 大仙市花館字大戸中嶋地内(玉川左岸)

別添図1



【位置図】



公募伐採箇所

(全10区画)

別添図3

区画番号	伐採面積	幹本数 (径15~20cm)	区画規模	
			延長	奥行き
①	16,500m ²	80~100本程度	110m	150m
②	7,800m ²	50~70本程度	60m	130m
③	12,300m ²	80~100本程度	120m	100m
④	8,800m ²	50本程度	110m	80m
⑤	5,300m ²	30本程度	100m	50m
⑥	6,500m ²	30本程度	100m	40~90m
⑦	6,500m ²	30本程度	70m	90m
⑧	27,000m ²	100~150本程度	230~330m	90m
⑨	2,800m ²	20本程度	80m	70m
⑩	1,500m ²	20本程度	50m	60m
合計	95,000m ²	—	—	—



【区画割図】